

No	2-1-2	分類1	法令・規格	分類2	高圧ガス保安法
質 問	ローリからCEに充填する場合において、受入側(ユーザ)は一般則第95条により規定される帳簿は必要か。				
回 答	<p>一般則第95条第1項の規定に記載されている帳簿を備える必要があります。また、帳簿の保存期間も決められています。</p> <p>なお、この条文には通達があり、帳簿に記載するのは容器番号でなくても容器が特定できればよい、とされている。</p>				
補 足	<p>(ある県での指導例)</p> <p>従来から顧客が自主的にCE受入台帳を整備し、そこに充填するローリの車両番号を記載していた状況で、行政が「一般則第95条に「容器番号」を記入するよう記載されているためこれは不適であり、次回からはローリに積載している容器の容器番号を記載すること」との指導があった。</p>				